

西三河県民事務所長 殿

防災安全局長

碧南市国民保護計画の変更に係る事前協議について(回答)

令和4年8月31日付け4西防第464号の協議について、下記のとおり回答します。

記

1 変更案に対する意見等

法令や国民の保護に関する基本指針が変更された場合、市町村国民保護モデル計画を参考に、変更例が国から示されることが想定されること、市の計画変更案は、市町村国民保護モデル計画から乖離しているため、法令や基本指針の変更等を適切に市の計画に反映する際、今後の変更作業が煩雑になることに留意する必要がある。

2 愛知県知事との協議を要する変更

- (1) 市の責務に関する変更(第1編第1章)
- (2) 武力攻撃事態の類型に関する変更(第1編第5章)
- (3) 消防団の充実・活性化の推進に関する変更(第2編第1章)
- (4) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援に関する変更(第2編第1章)
- (5) 日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集への協力に関する変更(第2編第1章)
- (6) 避難に関する基本的事項に関する変更(第2編第2章)
- (7) 避難施設の指定への協力等に関する変更(第2編第2章)
- (8) 生活関連等施設の把握等に関する変更(第2編第3章)
- (9) 市国民保護対策本部を設置すべき通知がない場合に関する変更(第3編第1章)
- (10) 市国民保護対策本部の設置に関する変更(第3編第2章)
- (11) 通信輻輳により生じる混信等の対策に関する変更(第3編第2章)
- (12) 国・県の現地対策本部との連携に関する変更(第3編第3章)
- (13) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等に関する変更(第3編第3章)
- (14) 警報の伝達等に関する変更(第3編第4章)
- (15) 避難措置の指示に関する変更(第3編第4章)
- (16) 避難の指示に関する変更(第3編第4章)

- (17) 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項に関する変更(第3編第4章)
- (18) 避難する市民等の誘導に関する変更(第3編第4章)
- (19) 市が管理する施設における避難誘導のための措置に関する変更(第3編第4章)
- (20) 救援の基準に関する変更(第3編第5章)
- (21) 関係機関との連携に関する変更(第3編第5章)
- (22) 救援の実施における留意事項に関する変更(第3編第5章)
- (23) 国民生活にかかわる重要施設の安全確保に関する変更(第3編第7章)
- (24) 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に関する変更(第3編第7章)
- (25) 武力攻撃災害の兆候の通知に関する変更(第3編第7章)
- (26) 緊急通報の発令に関する変更(第3編第7章)
- (27) 事前措置に関する変更(第3編第7章)
- (28) 退避の指示に関する変更(第3編第7章)
- (29) 新たな重大被害の報告に関する変更(第3編第8章)
- (30) 市民等への協力要請に関する変更(第3編第9章)
- (31) 文化財の保護に関する変更(第3編第9章)
- (32) 生活関連物資等の価格安定に関する変更(第3編第10章)
- (33) 避難した市民等の生活安定等に関する変更(第3編第10章)
- (34) 交通規制に関する変更(第3編第11章)
- (35) 赤十字標章等の交付に関する変更(第3編第12章)
- (36) 県知事又は県警察本部長による交付に関する変更(第3編第12章)
- (37) 県が行う応急の復旧に関する変更(第4編第1章)
- (38) 県が管理する施設及び設備の復旧に関する変更(第4編第2章)
- (39) 関係書類の保管に関する変更(第4編第3章)
- (40) 損失及び損害補償に関する変更(第4編第3章)
- (41) 国民保護計画見直し時の留意する事項に関する変更(資料編)

担 当 防災部防災危機管理課
危機管理・国民保護グループ(小塚)
電 話 052-954-6143
無 線 (発信番号)600-2506
メー ル bosai@pref.aichi.lg.jp